

第25回 総会議事録

1 開催の日時 令和4年7月28日(木) 午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 松江市役所本館西棟3階 第2常任委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第148号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第149号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第150号 農地法第5条による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第151号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第152号 非農地確認について

議 第153号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 44号 会長専決処分の報告

報告第 45号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(11名) 欠席委員(8名) 遅刻委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (欠)	3番 勝田 達雄 (欠)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 俊光 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (欠)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (欠)
13番 吉岡 雅裕 (欠)	14番 松本 喜次 (欠)	15番 永江 りえ (欠)
16番 矢野 秀行 (欠)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	石原 裕子
農地係長	野津 慎一	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

- 議 長 (三島会長) 定刻になりました。まず、本日から、議席番号8番委員を、本会にお迎えしています。すみませんが、ご挨拶をお願いします。
- (8番委員 挨拶)
- 議 長 はい、それでは、ただ今から第25回松江市農業委員会総会を開会します。本日の会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席委員を減じて開催いたします。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番委員、3番委員、10番委員、12番委員、13番委員、14番委員、15番委員、16番委員から提出されています。委員定数19名のうち、11名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。17番の委員、18番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主事と岸本主事をお願いします。
- 事務局 それでは、議事に入りたいと思いますが、初めに、事務局から、議案の記載内容について、説明があるようです。事務局、説明願います。
- 議 長 それでは、議事の前に、議案の訂正及び補足説明をさせていただきます。
- 事務局 18頁の非農地確認についての番号2番の土地の所在地について、「●●番地●」を「●●番●」に訂正させていただきます。
- 議 長 事務局から、議案の訂正の説明がありました。委員の皆様におかれましては、そのように訂正してください。そうしますと、議事に入ります。議第148号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議第148号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は9件44筆で、所有権移転の案件が8件、使用貸借による権利の設定の案件が1件です。
- はじめに、17番の案件についてご説明いたします。申請は、西谷町の畑2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、転居予定のため、管理ができなくなるためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり、耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機、軽トラック、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
- つづいて、18番の案件についてご説明いたします。申請は、川原町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受人の要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、居住地の近くに位置し、耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、軽トラック、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
- つづいて、19番の案件についてご説明いたします。申請は、矢田町の田2筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受人の要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、20番の案件についてご説明いたします。申請は、大草町の田4筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり、耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、草刈機、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、21番の案件についてご説明いたします。申請は、大庭町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、22番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町錦浜の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、23番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町錦浜の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、24番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町入江の畑6筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有されております。取得後は、牡丹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、25番の案件についてご説明いたします。申請は、西川津町の田8筆と畑9筆、意宇町の畑5筆、東出雲町錦浜の畑4筆を使用貸借されるものです。貸出人は、ご覧のとおりです。貸出理由は、経営移譲をするためです。借受人は、ご覧のとおりです。借受理由は、経営移譲を受けるためです。受人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有されております。借受後、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第148号は原案のとおり許可す

議 長 長 ることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 長 ご異議なしということですので、議第148号は原案のとおり許可することに決
ます。次に議第149号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上
程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第149号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案
の8ページと併せて、農地法第4条の説明資料をご覧ください。
初めに4条13番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所
は美保関町片江の3筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、
10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしまし
た。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、物干場、家財置場
です。転用面積は8.19㎡、所要面積も同様の8.19㎡です。追認案件であるた
め始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおり
です。
次に4条14番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東
出雲町揖屋の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha
以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土
地利用計画との調整ですが、令和4年6月14日付で農振除外済みです。転用目的は、
●●●●施設です。転用面積は1,096㎡、所要面積も同様の1,096㎡です。事業計画
は、申請地を整備して●●●●施設1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画
につきましてはご覧のとおりです。
次に4条15番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八
雲町東岩坂の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、
農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当
条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内農地で行う一時転用に該
当します。転用目的は、営農型太陽光発電施設です。転用面積は1,355㎡の内0.356
㎡、所要面積も同様の0.356㎡です。事業計画は、申請地に太陽光発電パネルを設置
し、パネル下部で●●●●を栽培するものです。パネル支柱部分が転用箇所となりま
す。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しな
いものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 3 番 委 員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
結果として現地調査はしておりません。4条14番は農振除外の際に現地調査をし
ております。4条15番は写真を確認し、またこれまでも現地へ行っております。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現
地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第149号は、島根県農業会議か
らの意見聴取が不要の案件でございます。議第149号は、原案のとおり許可するこ
とにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 長 ご異議なしということですので、議第149号は、原案のとおり許可することに決
めます。次に議第150号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認

議 事	長 務 局	<p>申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議第150号、今月の農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。議案の10ページと併せて説明資料の5条事業計画変更2番のページをご覧ください。</p> <p>事業計画変更2番についてご説明いたします。本案件は、令和4年5月総会に諮問し、許可することと決した案件で、転用面積を墓地のみの3.52㎡としていたものです。この度、進入路及び車椅子回転場所が新たに必要となり、事業計画変更申請が提出されたものです。転用目的が墓地のみから墓地及び管理用地に、転用面積が3.52㎡から27㎡に変更されているものです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 3 番 委 員 議	長 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第150号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第150号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第150号は原案のとおり承認することに決します。次に議第151号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>議第151号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の12ページと併せて、農地法第5条の説明資料をご覧ください。</p> <p>初めに、5条48番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場、庭です。転用面積は29㎡、所要面積も同様の29㎡です。権利の種類は所有権の移転です。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p>
事 務 局	局	<p>次に、5条49番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八幡町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、既存住宅への進入路です。転用面積は52㎡、所要面積も同様の52㎡です。権利の種類は所有権の移転です。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条50番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は馬潟町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入</p>

路です。転用面積は 65 ㎡、所要面積も同様の 65 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 5 1 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は美保関町森山の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、太陽光発電施設です。転用面積は 883 ㎡、所要面積も同様の 883 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して太陽光発電施設を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、現地調査の際にご指摘がありました、「資金計画が過大ではないか」ということについてですが、転用事業者の代理人に確認したところ、金額の訂正がありましたので、説明資料を修正しております。

次に、5 条 5 2 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅及び駐車場です。転用面積は 107 ㎡、所要面積は隣接する宅地及び原野とあわせて 455.24 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 5 3 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町西来待の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 4 年 6 月 14 日付で農振除外済みです。転用目的は、資材置場です。転用面積は 1,002 ㎡、所要面積も同様の 1,002 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を機材や砕石等の置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 5 4 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の 1 4 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 2 年 5 月 26 日付けで農用地区域から除外済みです。転用目的は、工場・倉庫です。転用面積は 9,285 ㎡、所要面積は隣接する雑種地を合わせて 9,736 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して、工場・倉庫を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 5 5 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は菅田町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、●●●●施設です。転用面積は 997 ㎡、所要面積は実測面積で 925.46 ㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して●●●●施設 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、現地調査の際は申請地が 4 筆であると説明しておりましたが、その後、奥の 2 筆を計画から外

事 務 局	すとの申請の修正がありましたので、申請地を2筆に変更しております。 次に、5条56番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入路です。転用面積は801㎡の内43.5㎡、所要面積も同様の43.5㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和10年8月31日までです。事業計画は、申請地及び隣接地の形状変更を数年かけて行う予定があり、既に農地として復元した部分を重機の進入路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 3 番 委 員 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第151号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号54番以外について採決いたします。議第151号のうち、番号54番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第151号のうち、番号54番以外は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第151号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号54番について採決いたします。議第151号のうち、番号54番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第151号のうち、番号54番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第152号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議第152号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は2件3筆です。 はじめに、2番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、矢田町字荒神下の市街化調整区域、農用地区域外の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道矢田大草線と県道八重垣神社竹矢線の交点の北側に位置する田1筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、7月11日に申請者代理人立ち合いの下、竹矢地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成3年頃から耕作放棄され、現在は竹が繁茂し、周辺の竹林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。 続いて、3番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、美保関町片江の農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明しま

事務局 局 す。申請地は、県道松江鹿島美保関線から市道片江5号線に入り、東に300メートル進んだ地点の南側に位置する畑2筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、7月6日に申請者代理人立ち合いの下、美保関地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和45年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第152号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第152号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第153号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議第153号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明をいたします。

所1は、大野地区の案件で、田11筆、畑1筆の売買及び贈与による所有権移転です。譲渡人は農地の管理が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

所2、3は、古江地区の案件で、所2は、田5筆、畑7筆、所3は田3筆の売買による所有権移転です。いずれも、譲渡人は農地の管理が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

所4は、朝酌地区の案件で、田2筆の売買による所有権移転です。譲渡人は（相続したが）農地の管理が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

続いて、農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。利1～3は、持田地区、更新案件です。利4は東出雲地区、更新案件です。利5は八束地区、更新案件、利6は同じく八束地区、新規案件です。

今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田37, 519.00㎡、畑2, 320.61㎡、計39, 839.61㎡。相對契約の地目別面積は、田7, 242㎡、畑3, 201㎡、計10, 443㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転1は秋鹿地区、新規案件です。転2～3は古江地区、更新案件です。転4～9は生馬地区、転4、9は新規案件、転5～8は更新案件です。転10は川津地区、更新案件です。転11～16は持田地区、更新案件です。転17は東出雲地区、新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田51, 288㎡、畑3, 310㎡、計54, 598㎡となります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議
議
事
務
局
長

長
長
局
長

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第153号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第153号は、原案のとおり決定することに決します。次に、報告に入ります。報告第44号「会長専決処分の報告」報告第45号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
以上で議事を終了しましたので、第25回松江市農業委員会総会を閉会いたします。